

令和4年7月1日以降に入札公告する「工事」について 最低制限価格率を見直します

神奈川県が発注する工事については、品質確保等の観点から、最低制限価格を設定しています。

今回、県内中小建設業者の一層の経営の安定化を図り、担い手の 育成・確保につなげるため、最低制限価格率を見直します。

見直し内容

土木工事、建築工事及び水道工事において、 「一般管理費等」の算入率を引き上げる (0.65 → 0.68)

《《《注意》》》》

- ▼ 土木工事、建築工事及び水道工事の最低制限価格率の 算定式は、それぞれで異なりますのでご注意ください。
- ▼ 最低制限価格制度の詳細については、 県のホームページの下記 URL で確認してください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html



▼ <u>工事の最低制限価格率算出の具体式については、</u> 県のホームページの下記 URL で確認してください。



https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p1201583.html